

第 15 回 APEC エンジニア登録更新のご案内（技術士向け）

2014年6月
APEC エンジニア・モニタリング委員会
事務局

登録更新の申請について

◇今回の登録更新の対象者

* 2015 年 3 月 31 日期限の方

- ・登録日2009 年10 月15 日の方(JP-1-002868～JP-1-002890)
- ・登録日2010 年 4 月 1 日の方(JP-1-002891～JP-1-002904)
- ・更新日2009 年10 月15 日の方(2回目の更新)
- ・更新日2010 年 4 月 1 日の方(2回目の更新)

* 有効期間が 2014 年 3 月 31 日で満了した方で、1 年以内の更新をされる方

* 有効期限後 1 年超経過した場合の再登録手続きをされる方

◇受付期間

- ・2014年 9 月 1 日（月）～11月 30日（日）申請は締切日の消印のあるものまで有効です。

◇申請方法

更新申請者は、下記必要書類を日本技術士会（別表 1）まで簡易書留にて郵送して下さい。

* 申請書類(1)～(4)は技術士会ホームページ「第 15 回 APEC エンジニア登録更新申請書のダウンロード
http://www.engineer.or.jp/apec/kousindownload_15kai.html」からダウンロードできます。

- (1) 第 15 回 APEC エンジニア登録更新申請書
- (2) 更新申請書 < 英文(Form 1) ・和文(様式 1)>
- (3) CPD 記録シート
- (4) APEC エンジニア（技術士）業務記録
- (5) 登録更新手数料振込み控の写し

◇登録更新手数料

更新申請者は、下記登録更新手数料を郵便振替又は銀行振込にて前納して下さい。（振込手数料は申請者負担となります。振込先については別表 1 を参照して下さい。）

登録分野	登録更新手数料
1 分野のみ	7,560 円（消費税込み）
2 分野以上同時	11,300 円（消費税込み）

なお、更新の場合の審査手数料は不要です。

更新結果について

◇更新結果の連絡

- (1) 更新結果は 2015 年 3 月末頃 に 日本技術士会ホームページにて発表します。
- (2) 更新の要件を満たす場合は、APEC エンジニア登録証を発行します。
- (3) 更新の要件を満たしていない場合には、その理由を付して通知します。なお、不服の申し立ては、通知書の発行日から 1 ヶ月以内に受付けます。

◇登録有効期間

更新後の登録有効期間は、2015 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日となる予定です。

そ の 他

APEC エンジニア登録の更新の手続き審査の内容等については、APEC エンジニア・モニタリング委員会や各エコノミーの動向を勘案して、適宜、変更することがあり得ますので、その点ご了承下さい。

(別表 1)

申請書類の送付先	登録更新手数料の振込先
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番地20号 田中山ビル8階 公益社団法人 日本技術士会 内 APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局 「更新申請」 TEL : (03) 3459-1331(代表) FAX : (03) 3459-1338	郵便振替口座 口座番号 : 00130-9-602302 口座名義 : APEC (社) 日本技術士会
	みずほ銀行 神谷町支店 口座番号 : 普通預金 1357079 口座名義 : 公益社団法人 日本技術士会

<p>個人情報に関する取り扱い</p> <p>APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局（公益社団法人日本技術士会）は、APEC エンジニアの審査及び登録に関わる個人情報を、本審査、登録、監査などに関する事務の目的に限り利用します。</p> <p>詳細は当会ホームページ(http://www.engineer.or.jp)を参照してください。</p>

以 上